

## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-②)

<p><b>政策分野名</b> 【施策名】</p>	<p>グローバルマーケットの戦略的な開拓</p>	<p><b>担当部局名</b></p>	<p>輸出・国際局(農産局、林野庁、水産庁) 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課／食品流通課／食品製造課／外食・食文化課、輸出・国際局輸出企画課／輸出支援課／国際地域課／知的財産課、農産局農産政策部企画課、林野庁木材利用課、水産庁企画課／加工流通課】</p>
<p><b>政策の概要</b> 【施策の概要】</p>	<p>農林水産物・食品の輸出促進、知的財産等の保護・活用</p>	<p><b>政策評価体系上の位置付け</b></p>	<p>食料の安定供給の確保</p>
<p><b>政策に関する内閣の重要政策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(2)</li> <li>・成長戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和2年12月15日改訂)</li> <li>・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定)</li> </ul>	<p><b>政策評価実施予定時期</b></p>	<p>令和6年8月</p>

施策(1)	農林水産物・食品の輸出促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備、海外への商流構築・プロモーションの促進、食産業の海外展開の促進										
目標① 【達成すべき目標】	輸出の促進、輸出の取組の強化										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度		目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農林水産物・食品の 輸出額	0.9 兆円	元年度	2 兆円	7年度	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画3の1(2)①アの「輸出の促進」及びイの「輸出の取組の強化」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画等において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円、令和7年までに2兆円とする目標を設定。この目標については、①和牛の増頭や畑地転換等による輸出向けの青果物、緑茶の生産基盤の強化、②コメの大幅な販路拡大、③付加価値の高い木材の大幅な販路開拓、④水産物の資源管理や養殖生産の拡大、⑤加工食品の輸出拡大等の取組が最大限進捗した場合に、達成される目標として設定。 なお、各年度においては、その時点での世界的な政治・経済の状況により変動し得るものであることから、年度ごとの目標値は設定せずに、目標年度の目標値を仮置きしている。</p>
					1 兆円	1.2 兆円					
	把握の方法		出典：貿易統計（財務省） 作成時期：調査年度の3月頃 算出方法：貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計								
達成度合いの 判定方法		達成度合（％）＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A' ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									

目標② 【達成すべき目標】		グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開								指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」のメンバー企業の海外進出数	124社	元年度	200社	6年度	139社	154社	170社	185社	200社	S↑一直	<b>【測定指標の選定理由】</b> 基本計画第3の1(2)①ウの「グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開」に該当するアウトカム指標として設定。  <b>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</b> GFVC推進官民協議会は、海外展開に取り組む500社・団体以上から構成される協議会(農水省が事務局)であり、2019年(令和元年)12月、同協議会の今後5年間の取組方針として策定した「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」において、「協議会のメンバー企業の海外進出数を今後5年間で124社(令和元年度)から200社まで増加させる。」という目標を定めていることから、目標値として設定。
					151社	158社					
	<b>把握の方法</b>	出典：農林水産省調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：東洋経済「海外進出企業総覧【国別編】」により、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会のメンバー企業で海外現地法人(日本企業の出資比率が10%以上の現地法人)を設立している企業数を集計									
<b>達成度合いの判定方法</b>	達成度合(%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値) × 100 A' ランク150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

施策(2)	知的財産等の保護・活用										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	知的財産等の保護・活用に向けて、日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、海外における育成者権取得や侵害対応を促進し、我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む。										
目標① 【達成すべき目標】	戦略的な知的財産の活用を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 地理的表示産品の 国内登録数	94 産品	元年度	200 産品	11年度	113 産品	130 産品	145 産品	157 産品	167 産品	S↑一直	<b>【測定指標の選定理由】</b> 基本計画第3の1(2)②の「戦略的な知的財産の活用を推進」に該当する指標として設定。  <b>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</b> 平成27年6月のGI登録申請受付開始からこれまでに登録された産品数の年度別累計値のトレンドを基礎として、類似の地域ブランド制度(経済産業省、伝統工芸品の指定制度)の出願・登録傾向なども参考に設定した。
					106 産品	119 産品					
	<b>把握の方法</b>	出典：特定農林水産物等登録簿（農林水産省輸出・国際局） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：特定農林水産物等登録簿より登録産品数を集計									
<b>達成度合いの 判定方法</b>	達成度合（％）＝当該年度の実績値（登録件数）／当該年度の目標値×100 A' ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満										

目標② 【達成すべき目標】		海外における育成者権取得や侵害対応を促進								指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度					
ア 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数	1.1 カ国	元年度	2 カ国	9年度	1.2 カ国	1.3 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国	S↑一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>基本計画第3の1(2)②の「海外において我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む」に該当する指標として設定。</p> <p>また、農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、海外流出を防ぐことにより、海外の産地化や第三国への輸出を防止することが重要であることから、その品種登録を指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>海外流出リスクの高い品目については、外国のうち1カ国のみで品種登録ができて、他国から第三国マーケットに輸出されてしまえば、日本からの輸出の支障となる。このため、品種ごとに主要な外国の生産国と、輸出元国となり得る国として2カ国を目標として設定した。</p> <p>なお輸出重点品目とは、令和元年度基準値までは、農林水産業の輸出力強化戦略に規定していた果樹、米(稲)、いちご、ながいも、茶及びかんしょの6品目。令和2年度以降については、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の策定及びその後の改訂を踏まえて、現在10品目(果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき)、野菜(いちご、かんしょ)、花、茶、米(稲))。</p>	
	把握の方法		出典：農林水産省輸出・国際局 作成時期：調査年度末頃 算出方法：農林水産省により確認した登録数を集計									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年度の実績値(登録国数/登録品種数) / 当該年度の目標値 × 100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 食品等流通持続化 モデル総合対策事業 (令和3年度) 食品等流通合理化 促進事業 (平成30年度～令和 2年度) (関連3-①)	335 (298)	278 (236)	156 (140)	305	(1)-①-ア	-	0004
(2) 6次産業化市場規模 拡大対策整備交付 金のうち大径原木加 工施設整備緊急対 策 (令和2年度) (関連:3-①)	-	-	975 (761) (132翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0010
(3) 農林水産物・食品輸 出促進緊急対策事 業のうち海外フード バリューチェーン再 構築緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	-	189 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0011
(4) 輸出環境整備推進 事業 (平成27年度) (主)	565 (378)	484 (180) (106翌年 度繰越)	1,781 (1,216)	1,692	(1)-①-ア	-	0012
(5) 地理的表示保護制 度活用総合推進事 業 (平成28年度) (主)	172 (152)	160 (137)	111 (100)	-	(2)-①-ア	-	0013

(6)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (主)	91 (91)	77 (77)	40 (翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0014
(7)	食文化等によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (主)	52 (48)	28 (28)	24 (24)	24	(1)-①-ア	-	0015
(8)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 (平成29年度) (主)	95 (90)	140 (122)	137 (106)	176	(2)-②-ア	-	0016
(9)	海外需要創出等支援対策事業 (平成30年度) (主)	3,439 (3,266)	3,406 (2,975)	2,760 (1,784)	2,917	(1)-①-ア	-	0017
(10)	【TPP関連事業】 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業 (平成30年度) (主)	418 (0) (377翌年度繰越)	587 (366) (193翌年度繰越)	371 (190) (178翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0018
(11)	【TPP関連事業】 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 (令和元年度) (主)	-	6,794 (0) (6,722翌年度繰越)	15,722 (5,514) (9,522翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0019
(12)	【TPP関連事業】 海外需要創出等支援緊急対策事業 (令和元年度) (主)	-	2,400 (翌年度繰越)	5,619 (1,644) (3,219翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0020

(13)	グローバル産地づくり推進事業 (令和元年度) (主)	-	189 (166)	433 (324)	986	(1)-①-ア	-	0021
(14)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうちコミュニティ形成委託事業 (令和元年度) (主)	70 (翌年度繰越)	147 (70) (77翌年度繰越)	252 (77) (175翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0022
(15)	【TPP関連事業】 植物品種等海外流出防止対策強化事業 (令和元年度) (主)	-	312 (翌年度繰越)	312 (149)	-	(2)-②-ア	-	0023
(16)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち加工食品の輸出強化支援事業 (令和元年度) (主)	-	315 (翌年度繰越)	315 (283)	-	(1)-①-ア	-	0024
(17)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち輸入規制撤廃・緩和の働きかけの強化事業 (令和元年度) (主)	-	89 (翌年度繰越)	89 (54)	-	(1)-①-ア	-	0025
(18)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業 (令和元年度) (主)	-	263 (5) (256翌年度繰越)	256 (191)	-	(1)-①-ア	-	0026



(19)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうちイン ポートレランス申請 加速化支援事業 (令和元年度) (主)	-	74 (翌年度 繰越)	74 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0027
(20)	【TPP関連事業】 地理的表示保護制 度緊急対策委託事 業 (令和元年度) (主)	-	39 (翌年度 繰越)	39 (34)	-	(2)-①-ア	-	0028
(21)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち日本 発食品安全管理規 格活用加速化事業 (令和元年度) (主)	-	35 (翌年度 繰越)	35 (35)	-	(1)-①-ア	-	0029
(22)	【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち国際的認証取得・ 更新等への支援事 業 (令和元年度) (主)	-	30 (翌年度 繰越)	30 (12)	-	(1)-①-ア	-	0030
(23)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち一元 的相談窓口開設の ための実態調査 (令和元年度) (主)	-	18 (4) (14翌年 度繰越)	14 (14)	-	(1)-①-ア	-	0031

(24)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち食品等輸出物流ルート確保緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	-	3,980 (3,580) (400翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0032
(25)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	2,499 (1,414) (707翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0033
(26)	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	2,369 (1,972) (161翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0034
(27)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち輸出等新規需要獲得事業 (令和2年度) (主)	-	-	2,301 (1,903)	-	(1)-①-ア	-	0035
(28)	輸出環境整備緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,600 (9) (1,591翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0036

(29)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち日本産農林水産物・食品の輸出商談等緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,550 (620) (286翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0037
(30)	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 (前年度:食料産業・6次産業化交付金(内数)) (令和2年度) (主)	-	-	1,502 (1,076) (384翌年度繰越)	970	(1)-①-ア	-	0038
(31)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,200 (1,036)	-	(1)-①-ア	-	0039
(32)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち地域の加工食品の国際競争力強化支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,115 (翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0040
(33)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	998 (326)	-	(1)-①-ア	-	0041

(34)	【TPP関連事業】 輸物流構築緊急 対策事業 (令和2年度) (主)	-	-	505 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0042
(35)	加工食品の国際競 争力強化に向けた食 品製造イノベーション 推進事業 (令和2年度) (主)	-	-	250 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0043
(36)	農業知的財産保護・ 活用支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	78 (63)	81	(2)-②-ア	-	0044
(37)	JASの制定・国際化 調査委託事業 (令和2年度) (主)	-	-	43 (35)	-	(1)-①-ア	-	0045
(38)	【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大 施設整備事業 (平成27年度) (主)	16,665 の内数 (6,394 の内数) (8,802翌 年度繰 越)	12,802 の内数 (6,775 の内数) (4,859翌 年度繰 越)	12,846 の内数 (3,494 の内数) (8,864翌 年度繰 越)	-	-	-	0046
(39)	グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち有機JAS認証、G AP認証取得等支援 事業 (令和元年度) (関連:3-⑨)	-	0 (0) (100翌年 度繰越)	182 (56) (82翌年 度繰越)	-	-	-	0050
(40)	国際園芸博覧会政 府出展委託事業 (令和2年度) (関連:3-⑨)	-	-	150 (16)	227	-	-	0051

(41)	【TPP関連事業】 コメ海外市場開拓戦略プロジェクト推進支援事業 (平成30年度) (主)	750 (翌年度繰越)	1,250 (661) (500翌年度繰越)	500 (288)	-	(1)-①-ア	-	0053
(42)	コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,554 (1,550翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0054
(43)	コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策推進事業 (令和2年度) (主)	-	-	201 (183)	-	(1)-①-ア	-	0055
(44)	【TPP関連事業】 水産物輸出産地緊急対策 (平成30年度) (主)	300 (0.3) (300翌年度繰越)	495 (284.1) (195.2翌年度繰越)	195.2 (194.8)	-	(1)-①-ア	-	0056
(45)	持続可能な水産業の認証活用加速化事業 (平成30年度) (主)	70 (翌年度繰越)	120 (67) (50翌年度繰越)	50 (49)	-	(1)-①-ア	-	0057
(46)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち高付加価値商品認証取得事業 (令和2年度) (主)	-	-	50 (30)	-	(1)-①-ア	-	0058
(47)	グローバル産地づくり緊急対策事業のうち水産エコラベルの認証取得加速化緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	-	45 (翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0059

(48)	グローバル産地づくり推進事業のうち日本発の水産エコラベルの普及推進事業 (前年度:グローバル産地づくり推進事業(内数)) (令和2年度) (主)	-	-	36 (33)	36	(1)-①-ア	-	0060
(49)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:3-①、⑤)	719 (673)	684 (618)	662 (545)	529	(1)-②-ア	-	0091
(50)	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 (令和2年度) (関連:3-⑨)	-	-	29,000 (翌年度繰越)	-	-	-	0196
(51)	地理的表示保護・活用総合推進事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	130	(2)-①-ア	-	新3-0004
(52)	グローバル産地づくり推進事業のうち加工食品の品目別の課題解決支援委託事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	104	(1)-①-ア	-	新3-0005
(53)	グローバル産地づくり推進事業のうち効率的な輸物流モデル構築支援委託事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	50	(1)-①-ア	-	新3-0006
(54)	グローバル産地づくり推進事業のうちJAS等の国際標準化による輸出環境整備委託事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	43	(1)-①-ア	-	新3-0007

(55)	グローバル産地づくり推進事業のうち規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	40	(1)-①-ア	-	新3-0008
(56)	食肉生産流通多角化支援事業 (令和3年度) (関連:3-⑨)	-	-	-	1,000	-	-	新3-0009
(57)	高付加価値木材製品輸出促進事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	104	(1)-①-ア	-	新3-0011
(58)	【TPP関連事業】 コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業 (令和3年度) (主)	-	-	350 (翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	新3-0023
(59)	種苗法 (平成10年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	<p>新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。</p> <p>この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。</p> <p>なお、植物新品種の海外流出を防止し、新品種の開発を促進するための「種苗法の一部を改正する法律」が令和2年12月に成立し、令和3年4月に施行。</p>	-

(60)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年、平成30年改正) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	-
(61)	日本農林規格等に関する法律 (平成29年) (関連:3-①、④)	-	-	-	-	(1)-①-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
(62)	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和2年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		13,372 (内数を 含む)	14,950 (内数を 含む)	36,726 (内数を 含む)	9,414 (内数を 含む)	参照URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html">https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html</a>	
政策の執行額[百万円]		11,390 (内数を 含む)	12,767 (内数を 含む)					

### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) -	-	-	-	-	-	-	-

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。